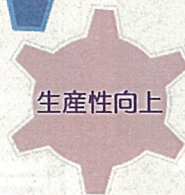




あなたの会社は「働き方改革」を進めたいくなる！

AICHI WISH

愛知労働局では
人材確保にも繋がる
働き方改革の
ツールを提供します



「WORKING STYLE INNOVATION」(働き方改革)
TO(から)

「SECURING HUMAN RESOURCES」(人材確保へ)

人材確保に悩む事業主の皆さんへ

「魅力ある職場づくり」こそ人材確保の近道です！！



ハローワークでご相談しませんか！



「魅力ある職場づくり」
のためのメニューをご用意

その1

○「働き方改革応援レシピ」をお配りします。

- ・業界・課題(悩み)ごとに作成、課題から解決までを「4コマ漫画」で作成。気づきのヒントをご紹介します。
- ・取組み事例(助成金制度の活用等)をご紹介します。
- ・さらなる専門的なアドバイスを希望された場合専門の機関をご紹介します。

求人の充足支援は、裏面に！



求人への充足への支援を行います。

その2

〇「働き方改革」を進める企業を認定して人材確保の特別サービスを行います。
ハローワークでは、「働き方改革」を積極的に取組んだ企業を優遇する制度を設け、重点的に求人充足サービスを提供する「人材確保特別サービス」を行っています。

★3つ獲得
AICHI WISH企業(★★★)

AICHI WISH認定を受けると

その3

名古屋銀行特別融資制度(めいぎん人財活躍サポートローン)の対象になります!!

その4

「働き方改革」「人材確保」に関する専門的なアドバイスを行います。

- ・「働き方改革応援レシピ」などを通じて、アドバイスを希望する事業主の方に対して、「愛知県働き方改革推進支援センター」が専門的な立場から各企業の実情に応じて具体的にアドバイスやコンサルティング支援を行います。
- ・また、業界に精通したアドバイザーにより、必要に応じてフォローアップ(コンサルティング)します。

アドバイザーについての問い合わせ先

愛知労働局雇用環境・均等部指導課(052-857-0312)まで

働きやすい環境づくりに取組みます

そんな企業の求人票に、取組みに応じて「★」印を表示し、

ハローワークの求人票へ表示
(最大5個の★で表示)

求人番号 23020-6283781	求人票 (パートタイム) 無効	求人票番号 2302-823787-5	求人票 (パートタイム) 有効
1 求人票情報	2 求職者情報	3 労働条件等	4 会社の情報
2 仕事の内容等	3 労働条件等	4 会社の情報	5 その他

- 〇 人手不足を解消したいけど、何をすればいいかわからない
- 〇 助成金を利用したいけど、うちが活用できる制度を教えてください
- 〇 パートやアルバイトの方の待遇をよくしたい
- 〇 初めて人を採用したけど、気をつけなければならない点は?
- 〇 労働時間管理に「デジタコ」や「IC端末」等のデジタル機器を導入したいけど、活用できる助成金はあるのか?

相談無料

お気軽にご相談ください

愛知県働き方改革推進支援センター

愛知県社会保険労務士会受託

〇本部所在地：名古屋市熱田区三本松町3-1

電話：0120-868604

メール：hatarakikata@aichi-sr.com

〇豊橋出張所

所在地：豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所内

電話：0800-200-5262

メール：hatarakikatatoyo@aichi-sr.com

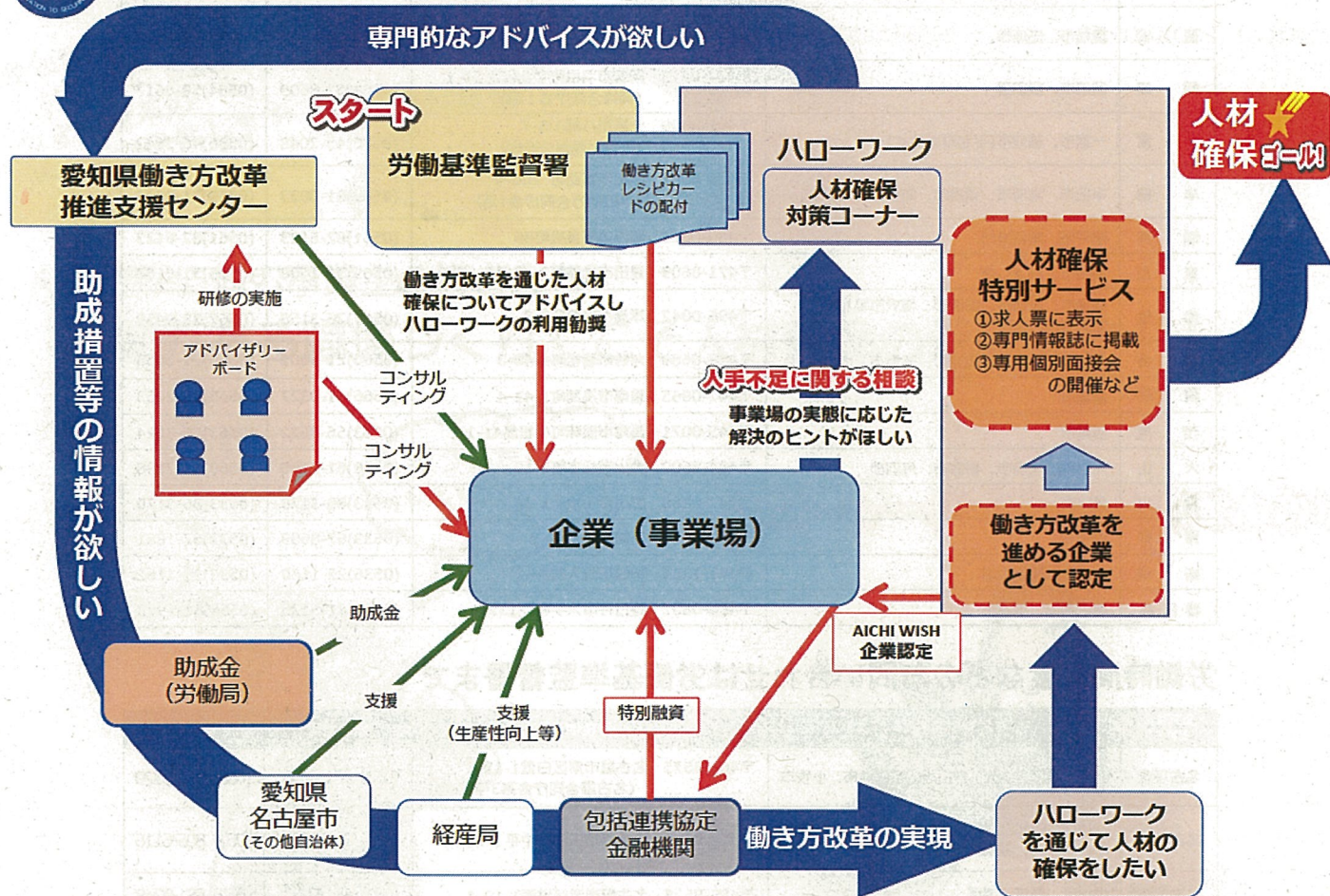


電話、メール、
来所により相談
を受付

特別プログラム AICHI WISH とは



WORKING STYLE INNOVATION TO SECURING HUMAN RESOURCES



取組の趣旨

「働き方改革」の実現には、我が国の雇用の7割を占める中小企業等事業者(中小企業・小規模事業者)においてもその趣旨をご理解いただき、前向きに取り組むことが必要です。

一方、愛知県の雇用情勢は、経済動向等を反映し、有効求人倍率が高水準で推移する中、特に中小企業等事業者において人材確保の厳しさが一層増えています。

中小企業等事業者においては、生産性向上、職場環境・待遇の改善等による「魅力ある職場づくり」の取組が人材の確保にもつながります。

愛知労働局においては、「働き方改革を通じた人材不足対策」として、「特別プログラム AICHI WISH」(注)を独自に実施しています。

(注)【AICHI WISH】とは、

「WORKING STYLE INNOVATION」(働き方改革)
TO(から)

「SECURING HUMAN RESOURCES」(人材確保へ)

の頭文字からネーミングしたものです。

「WISH」とは、愛知労働局の特別プログラムにより、愛知の中小企業等事業者には「将来への希望」を与えたいという思いを込めたものです。

人材確保対策についてのお問い合わせは公共職業安定所まで

安定所名	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋中	西区、中村区、中区、中川区、北区、北名古屋市、清須市、西春日井郡	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-21-5	(052)582-8171	(052)581-0822
名古屋南	熱田区、港区、南区、瑞穂区、緑区、豊明市	〒456-8503 名古屋熱田区旗屋2-22-21	(052)681-1211	(052)682-0134
名古屋東	千種区、昭和区、名東区、天白区、守山区、東区、日進市、長久手市、愛知郡	〒465-8609 名古屋名東区平和が丘1-2	(052)774-1115	(052)774-2888
豊 橋	豊橋市、田原市	〒440-8507 豊橋市大岡町111 (豊橋地方合同庁舎 1 階)	(0532)52-7191	(0532)52-7196
岡 崎	岡崎市、額田郡	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 (岡崎合同庁舎 1 階)	(0564)52-8609	(0564)58-8617
一 宮	一宮市、稲沢市(平和町を除く)	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎)	(0586)45-2048	(0586)45-3642
半 田	半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡	〒475-8502 半田市宮路町 200-4 (半田地方合同庁舎1階)	(0569)21-0023	(0569)21-9045
瀬 戸	瀬戸市、尾張旭市	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561)82-5123	(0561)82-8123
豊 田	豊田市、みよし市	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	(0565)31-1400	(0565)31-6188
津 島	津島市、愛西市、海部郡、稲沢市平和町、弥富市、あま市	〒496-0042 津島市寺前町2-3	(0567)26-3158	(0567)28-9459
刈 谷	刈谷市、安城市、知立市、高浜市、大府市	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	(0566)21-5001	(0566)21-5055
碧 南	碧南市	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566)41-0327	(0566)48-2263
西 尾	西尾市	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563)56-3622	(0563)56-3624
犬 山	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡	〒484-8609 犬山市松本町2-10	(0568)61-2185	(0568)61-2188
豊 川	豊川市	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	(0533)86-3178	(0533)86-3170
蒲 郡	蒲郡市	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533)67-8609	(0533)67-1881
新 城	新城市、北設楽郡	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536)22-1160	(0536)22-1162
春日井	春日井市、小牧市	〒486-0807 春日井市大手町2-135	(0568)81-5135	(0568)81-1978

労働時間制度などのお問い合わせは労働基準監督署まで

監督署名 (支署名)	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋北	北区、東区、中区、守山区、春日井市、小牧市	〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館8階)	(052) 961-8653	(052) 953-8529
名古屋東	千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区、天白区、名東区、豊明市、日進市、愛知郡	〒468-8551 名古屋市天白区中平 5-2101	(052) 800-0792	(052) 805-6116
名古屋南	中川区、南区、港区	〒455-8525 名古屋市港区港明1-10-4	(052) 651-9207	(052) 651-9248
豊 橋	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡	〒440-8506 豊橋市大岡町 111 (豊橋地方合同庁舎 6 階)	(0532) 54-1192	(0532) 54-1161
名古屋西	西区、中村区、北名古屋市、清須市、西春日井郡	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37	(052) 481-9533	(052) 481-2068
岡 崎	岡崎市、額田郡	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎 5階)	(0564) 52-3161	(0564) 52-9938
西 尾	西尾市	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜 13	(0563) 57-7161	(0563) 54-1064
一 宮	一宮市、稲沢市	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎2階)	(0586) 45-0206	(0586) 43-2809
半 田	半田市、常滑市、大府市、知多市、東海市、知多郡	〒475-8560 半田市宮路町 200-4 (半田地方合同庁舎3階)	(0569) 21-1030	(0569) 24-3782
刈 谷	刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎3階)	(0566) 21-4885	(0566) 24-2791
豊 田	豊田市、みよし市	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	(0565) 35-2323	(0565) 35-2341
瀬 戸	瀬戸市、尾張旭市、長久手市	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	(0561) 82-2103	(0561) 85-1544
津 島	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	(0567) 26-4155	(0567) 24-9289
江 南	江南市、犬山市、岩倉市、丹羽郡	〒483-8162 江南市尾崎町河原101	(0587) 54-2443	(0587) 56-1954

AICHI WISH 事業のお問い合わせは愛知労働局雇用環境・均等部指導課 WISH 担当まで
 所在地：名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 ☎052-857-0312
 愛知労働局 WISH 特設ページをご覧ください。

愛知労働局 WISH



働き方改革推進支援センター利用のすすめ

～人材確保への第1歩～



※賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門的知識を有する専門家（例えば、社会保険労務士、中小企業診断士等のことです）

愛知県働き方改革推進支援センターのご紹介

愛知県働き方改革推進支援センターでは働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けています！

<事業内容>

1. 電話相談等による個別相談
専門家による電話・メール、窓口相談等により、御社のお悩みをお聞きし、技術的支援を行います！
2. 企業訪問による相談支援（個別訪問）
専門家による企業への個別訪問をさせていただき、労務関係・企業経営に関する個別相談を実施します！

<相談事例>

- 人手不足を解消したいけど、何をすればいいかわからない
- 助成金を利用したいけど、うちが活用できる制度を教えてください
- パートやアルバイトの方の待遇をよくしたい
- 初めて人を採用したけど、気をつけなければならない点は？
- 労働時間管理に「デジタコ」や「IC端末」等のデジタル機器を導入したいけど、活用できる助成金はあるの？ など

個別訪問については、裏面の申込書で申込みが可能です

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの働き方改革応援レシピ紹介、働き方改革の活用方法等については、
「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

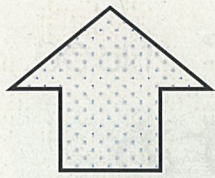
■ 本部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com



愛知県働き方改革推進支援センター 宛

FAX: 052-889-2803

※ ご連絡先等をご記入の上、FAXまたはメールでお送りください！
(事業実施機関：愛知県社会保険労務士会のFAXで受信します。)

「魅力ある職場づくり」、「AICHI WISH事業」などに関する

専門家※による企業への個別訪問を

最大3回まで無料で訪問いたします！

無料で実施します

※賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門的知識を有する専門家
(例えば、社会保険労務士、中小企業診断士等のことです)

個別訪問スケジュール(イメージ)

1. 事前調整

→訪問に先立ち、当センター職員より、御社に電話連絡の上、日程調整等をさせていただきます。

2. 初回訪問

→事業主の希望に沿いつつ、事業主が抱える労務管理・経営管理等の実情をヒアリングします。

3. 2回目訪問(初回訪問から1ヶ月以内を目途)

→初回訪問の状況を踏まえた「提案書」を交付し、労務管理等の改善に向けた助言をさせていただきます。

4. 3回目訪問(フォローアップ) ※必要に応じて実施します。

→2回目訪問時の提案内容の進捗状況や課題等について再度、確認いたします。
その際は、取組状況を踏まえた更なる助言等を行う場合もございます。

《個別訪問 利用申込書》

事業場名					
所在地					
担当者	部署:		氏名:		
連絡先	電話:		FAX:		
希望日	第1希望	平成 年 月 日() 午前 / 午後	第2希望	平成 年 月 日() 午前 / 午後	
希望事項 (番号に○をしてください)	①働き方改革が全く分からない ②問題点の棚卸しがしたい ③その他(ご自由にお書きください)				

※本制度をご利用いただけるのは愛知県内に本社または事業所が存在する企業のみとさせていただきます。

※お申し込み後、当センター職員からお電話を差し上げます。

※ご記入いただいた内容は、センター業務に必要な範囲で限定して使用させていただきます。

※お問い合わせ等ございましたら、表面の連絡先までご連絡ください。

厚生労働省愛知労働局委託事業
愛知県働き方改革推進支援センター

働き方改革セミナー・出張個別相談会

参加費無料・予約制

第1期

第2回

第3回

第4回

8/22(水), 9/21(金), 10/18(木)

第1部 セミナー 14:00 - 15:00 受付開始 13:30

第2部 出張個別相談会 15:10 - 16:10

セミナー

定員: 各回 80名

第2回 時間外労働の課題と適正な労務管理

- ・ 過重労働
- ・ 過労死
- ・ 裁量労働制などの実情と問題点について

第3回 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

- ・ 人材確保/人材育成
- ・ 女性活用
- ・ 職場環境(ハラスメント)などの実情と問題点について

第4回 経営セミナー

- ・ 利益を生み出す5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の経営的効果に目覚めよう!

※各回「働き方改革総論」「改正法の説明」

「助成金」についてご案内します

※第1期第1回のセミナーは終了しました

出張個別相談会

事前にご予約の方を優先させていただきます。

定員: 各回10名程度

会場 名古屋商工会議所 第2,4回 5F D会議室
第3回 3F 第6会議室
(名古屋市中区栄2-10-19)



※駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用ください

対象: 中小企業事業主、人事ご担当者

セミナー講師:

第2,3回 愛知県社会保険労務士会所属
社会保険労務士
第4回のみ 愛知県中小企業診断士協会所属
中小企業診断士

出張個別相談会相談員:

愛知県社会保険労務士会所属
社会保険労務士

参加申込書

愛知県働き方改革推進支援センター(愛知県社会保険労務士会)宛
(ファックス) 052-889-2803 (メール) hatarakikata@aichi-sr.com

ファックス又はメールにてお申し込みください
メールの場合は、下記項目をお知らせください

参加希望	☐ セミナー (☐ 第1期第2回 ☐ 第1期第3回 ☐ 第1期第4回 / ☐ 第1期第2~4回) ☐ 出張個別相談会		
事業所名		事業所所在地	〒 -
参加者氏名		ご連絡先	TEL () FAX () E-mail @

※ご記入の個人情報は本セミナー以外の目的に利用することはありません。

愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関 愛知県社会保険労務士会)

お問い合わせ電話番号 フリーダイヤル 0120-868604
無料電話相談受付中! <http://www.aichi-sr.or.jp/>



厚生労働省愛知労働局委託事業
愛知県働き方改革推進支援センター

働き方改革セミナー・出張個別相談会

参加費無料・予約制

第2期

第1回

第2回

第3回

第4回

9/13(木), 10/11(木), 11/15(木), 12/13(木)

第1部 セミナー

14:00 - 15:00

受付開始 13:30

第2部 出張個別相談会

15:10 - 16:10

セミナー

定員: 各回 60名

- 第1回 非正規雇用の課題と適正な労務管理
・非正規雇用の無期転換ルール
・雇止め
・同一労働同一賃金 などの実情と問題点について
- 第2回 時間外労働の課題と適正な労務管理
・過重労働
・過労死
・裁量労働制 などの実情と問題点について
- 第3回 人手不足の解消に向けた雇用管理改善
・人材確保/人材育成
・女性活用
・職場環境(ハラスメント) などの実情と問題点について
- 第4回 経営セミナー
・利益を生み出す5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の経営的効果に目覚めよう!

※各回「働き方改革総論」「改正法の説明」
「助成金」についてご案内します

出張個別相談会

事前にご予約の方を優先させていただきます。
定員: 各回10名程度

会場: 豊橋商工会議所 508会議室 5F
(豊橋市花田町石塚42-1)



※駐車場に限りがございますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください

対象: 中小企業事業主、人事ご担当者

セミナー講師:

第1~3回 愛知県社会保険労務士会所属
社会保険労務士
第4回のみ 愛知県中小企業診断士協会所属
中小企業診断士

出張個別相談会相談員:

愛知県社会保険労務士会所属
社会保険労務士

参加申込書

愛知県働き方改革推進支援センター(愛知県社会保険労務士会)宛
(ファックス) 052-889-2803 (メール) hatarakikata@aichi-sr.com

ファックス又はメールにてお申し込みください
メールの場合は、下記項目をお知らせください

参加希望	☐ セミナー (☐ 第2期第1回 ☐ 第2期第2回 ☐ 第2期第3回 ☐ 第2期第4回 / ☐ 第2期全4回) ☐ 出張個別相談会		
事業所名	事業所所在地	〒 -	
参加者氏名	ご連絡先	TEL	()
		FAX	()
		E-mail	@

※ご記入の個人情報は本セミナー以外の目的に利用することはありません。

愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関 愛知県社会保険労務士会)

お問い合わせ電話番号 フリーダイヤル 0120-868604
無料電話相談受付中! <http://www.aichi-sr.or.jp/>

